

## 手配旅行 ご旅行条件説明書

お申し込みの前に必ずお読みください。

このご旅行条件は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、**サイクル株式会社**（観光庁長官登録旅行業第 2081 号）（以下「当社」といいます）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介または取次をすることなどにより、お客様が運送、宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
- (4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊 機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

### 2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、変更手数料、その他、お客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立いたします。
- (3) 本項(2)の規定にかかわらず、次の場合は申込金のお支払いを受けることなく、旅行契約は成立いたします。
  - ① 申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。ファクシミリの場合は当社が発信した時点、電子メールの場合はお客様に到達した時点で契約が成立いたします。
  - ② 団体・グループ契約において契約責任者に申込金のお支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面をお渡しした場合、当社が当該書面を交付した時点で契約は成立いたします。
  - ③ 旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面（eチケット、ホテルクーポン等を含む）をお渡しする場合、当社が口頭によりお申込みを承諾した時点で契約は成立いたします。
- (4) 申込金は、請求書に従って所定の期日までに申込金 30,000 円もしくは旅行代金の全額をお支払い下さい。ただし、PEX 航空券、発券期限付き早割り 航空券、海外発航空券など発券期限のある航空券の場合には、当社が指定する期日までに全額をお支払いいただきます。
- (5) お申込みおよび申込書への記入において、氏名（スペル）はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申込みください。

### 3. お申込み条件

- (1) 申込時点で 20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。

- (2) 旅行開始時点で 15 歳未満の方は、保護者の同行、成年の責任者の出発空港までの付添いや到着空港への出迎え等が必要となる場合があります。
- (3) 健康を損なわれている方、心身に障がいのある方、アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、補助犬をお連れの方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込時にお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）改めて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要とされる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は手配先の運送・宿泊機関等にその旨をお伝えします。
- (4) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業 又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (6) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を 毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った 場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) その他当社の業務上の都合により、お申込みをお断りする場合があります。

### 4. 旅行代金のお支払い

- (1) 旅行代金とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料及び取消手数料を除きます。）をいいます。
- (2) 航空券代金とは運賃本体（平日・週末運賃、日本国内・海外アドオン運賃、途中降機運賃、マイルアップ加算額等の合算額等）、付加運賃（燃油サーチャージ等）と空港諸税（空港施設使用料、通行税等）、航空保険料等の合計をいいます。なお、付加運賃、空港諸税、航空保険料は運賃本体と別途にご請求させていただきます。
- (3) 旅行代金は請求書に記載した期日までにお支払いいただきます。旅行代金の支払期日は航空券の種類によって異なります。またピーク時期や混雑状況など航空会社の予約事情により急遽発券依頼が入ることもあり、その場合には支払期日が早まります。
- (4) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。（振込手数料はご本人様負担となります）
- (5) 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

### 5. 空港諸税・燃油サーチャージ等のお支払い

- (1) 航空券発券時に徴収となります空港諸税、航空保険料、燃油サーチャージ等は運賃本体には含まれておりません。旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。なお徴収額は、ご利用いただく航空券運賃の大人・子供種別に準じます。

- (2) 日本円換算額は、旅行契約の成立時点で確定します。それ以降の為替相場の変動による返金は致しません。
- (3) 本項(2)の規定にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額の場合には、当該時点における当社発券レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、本項(2)で確定した日本円換算額との差額を追 加徴収させていただきます。
- (4) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料・取消料を申受けます。

## 6. 旅行代金の変更

- (1) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金変動の危険はお客様の負担とさせていただきます。
- (2) 当社は、旅行サービスを手配するために実際に要した旅行代金とお客様 から旅行代金として収受した金額とが合致しない場合は、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をさせていただきます。
- (3) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合(帰路便を放棄された場合)は、航空会社から片道普通航空運賃、または 当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

## 7. 契約内容の変更

- (1) お客様が、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約内容の変更を求めてきた場合、当社は可能な限りその求めに応じます。
- (2) お客様の求めにより契約内容を変更する場合、既に完了した手配を取消するために運送・宿泊機関等に対して支払うべき取消料・違約料その他の手配 変更に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。
- (3) 上記変更に要する費用とは別に、変更手続きをすることの対価として当社 所定の変更料をお支払いいただきます。
- ※変更・取消についての規定及び変更料・取消料については、お申込みの旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙にてご確認ください。

## 8. 契約の解除

- (1) お客様による任意解除 お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。ただし、契約の解除は、弊社の営業時間内にお申出ください。営業時間は、お客様ご自身でもご確認ください。
- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
  - ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる取消料・取消手 続料・違約料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用
  - ③当社所定の取消料
- ※取消についての規定および取消料・取消料については、お申込みの 旅行サービス(航空券の種類等)により異なります。別紙にてご確認ください。
- (2) お客様の責に帰すべき事由による解除 当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金をお支払いされないときは、旅行契約を解除することがあります。この場合、下記費用はお客様の負担とさせていただきます。
- ①お客様が既に提供を受けた旅行サービスの費用
  - ②お客様がいまだ提供を受けていない旅行サービスに係わる

取消料・違約 料として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、これから支払う費用

### ③当社所定の取消料

- (3) 当社の責に帰すべき事由による解除当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合当社は、旅行代金から、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用を差し引いてお客様に払い戻しいたします。

## 9. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申込んだ手配旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに関する取引は当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合、可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する 費用は、お客様の負担とさせていただきます。

## 10. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。(損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです)
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償いたします。(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)
- (3) 免責事項当社はお客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由(以下に例示)により損害を被ったとき、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動、航空機の遅延・ストライキ等により出発が取消され、または旅行日程が変更された場合
  - ②航空会社の過剰予約受付(オーバーブッキング)により予約を取消され、または搭乗を拒否された場合
  - ③お客様がご出発(帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)および出発時間の確認を怠ったため予約を取消され、または航空券が無効になった場合
  - ④お客様が集合時間あるいはチェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、もしくは搭乗手続後に予定便に搭乗できなかった場合

- ⑤お客様が航空券等の紛失または盗難に遭った場合
- ⑥旅券（パスポート）の残存有効期間の不足および査証（ビザ）の不備の為、日本および各国の出入国管理法により、搭乗、出入国が出来ない場合
- ⑦パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合
- ⑧お客様の都合または乗り遅れにてご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

## 11. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けません。
- (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。
- (4) お客様が事前に利用航空会社の承認を得ることなく片道のみ利用された場合（帰路便を放棄された場合）は、航空会社から片道普通航空運賃、または当該航空券の往復の公示運賃との差額を徴収される場合があります。その際は、お客様に差額をお支払いいただきます。

## 12. お客様が出発までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券および残存有効期限・査証・再入国許可および各種 証明書の取得および出入国手続書類の作成等はおお客様ご自身の責任で行っていただきます。
- (2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。
- (3) 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外安全情報」等、国・地域の 渡航に関する情報が出されている場合がありますので、外務省「海外安全ホームページ」にてご確認ください。

## 13. (個人情報保護方針)

旅行申込書にご記入いただき、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メール・アドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 当社は、お客様がお申込みになられた旅行サービスを手配するために必要な範囲で情報を利用いたします。また、当社は、旅行サービス提供機関に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び現地滞在先等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供します。この他、将来、お客様へより良い旅行商品やサービスを提供するために、新しい旅行商品やサービス、キャンペーン情報等のご案内、アンケートや旅行参加後のご感想の提供のお願い、統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、下記の場合を除き、お客様からお預りした個人情報を第三者に開示・提供いたしません。

- ①お客様ご本人の同意がある場合
  - ②旅行サービス提供機関や当社及び販売店の手配業務委託先に、旅行サービス手配に必要な最小限度の情報を開示・提供する場合
  - ③法的な命令等により個人情報の開示・提供を求められた場合
- (3) お客様からご提供いただけない個人情報が旅行サービス手配に必要不可欠な情報である場合、お申込みをお断りする場合があります。

## 14. その他

- (1) 当社では、お客様のご都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合、返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。予めご了承ください。
- (2) 航空会社のマイレージサービスについては、お客様と航空会社との会員プログラムにつき、サービスに関してのお問い合わせ、登録等は お客様ご自身で航空会社と行っていただきます。また、マイレージに関する責任は当社では負いかねますのでご了承ください。
- (3) 航空会社での無料受託手荷物について 航空会社の受託手荷物については、無料で預かれる手荷物の量に制限があります。制限を超えると、超過手荷物料金が必要です。方面及び航空会社ごとに異なりますので航空会社等にご確認ください。
- (4) お申込みのお名前はパスポートのスペル通りをお願いいたします。ご搭乗者氏名のスペルの訂正、大人・子供の種別、性別の修正、旅行者の交替は変更ではなく取消扱いとなり、取消料の対象となりますのでご注意ください。
- (5) 航空機への搭乗手続きは余裕を持って行ってください。また、予告なしに出発時刻・便名が変更される場合がありますので、航空会社へ便名・搭乗手続き時刻等をご確認ください。スケジュール記載時刻はご予約時点における各発着地の現地時間表示となっております。サマータイム、時差には十分ご注意ください。
- (6) 入国に関しては渡航先、目的、国籍、期間により査証が求められます。また、無査証で入国が可能な場合でも規定以上のパスポート残存有効期限が求められます。お客様にて渡航書類に不備がないか必ずご確認ください。入国に関する決定権は渡航先の入国審査官にあります。弊社は現地の入国を保証するものではありません。
- (7) 経路便利用の場合、空港・ターミナル間の移動・お乗り換えはお客様ご自身にて行って頂きます。お乗り遅れのないようご注意ください。当社で手配致します接続便は最低接続時間となっておりますので、初めてのお客様や余裕をもって接続をお考えのお客様はご予約時にスタッフまでお申し付け下さい。その他、詳細につきましては弊社旅行約款及び運送・宿泊機関の約款に基づきます。

観光庁長官登録旅行業第 2081 号

サイクル株式会社 (サイクルツアー)

東京都中央区佃 1-11-8 ピアウエストスクエア

日本旅行業協会正会員・旅行業公正取引協議会会員

2019年7月16日 改訂